別紙３

広域道路基礎調査業務委託（総交政補）に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和８（2026）年３月 11 日

栃木県知事　福田　富一

１　業務概要

（１）業務名

広域道路基礎調査業務委託（総交政補）

（２）業務内容

別添「広域道路基礎調査業務委託（総交政補）説明書」のとおり

（３）履行期間

令和８（2026）年７月上旬～令和９（2027）年３月 25 日限り

２　参加表明書の提出者に要求される資格

公告日現在において、次の要件をすべて満たす企業とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

（２）　令和７年度及び令和８年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和７年栃木県告示第 109 号）に基づく入札参加資格を有すること。

（３）　栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年３月 26 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（４）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項若しくは第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項若しくは第２項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）　栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第２条第１号又は同条第４号の規定に該当する者でないこと。

（６）　配置予定技術者は以下の資格を有する者とする。

ア　業務主任技術者：技術士（建設部門（道路））又はＲＣＣＭ（道路）

イ　照査技術者：技術士（建設部門（道路））又はＲＣＣＭ（道路）

（７）　配置予定技術者の経験は以下に示される「同種又は類似業務」について、平成 28（2016）年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有さなければならない。また、照査技術者として従事した業務は業務経験の対象外とする。

ア　業務主任技術者

同種業務：国の機関が発注した、道路網・路線計画分野における広域道路網に係る基礎調査業務

類似業務：地方公共団体（都道府県）が発注した、道路網・路線計画分野における広域道路網に係る基礎調査業務

別紙３

（８）　手持ち業務量

令和８（2026）年３月 11 日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）

業務主任技術者:全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準（１）に基づき、技術提案書を提出することができる者として５者を選定する。なお、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し５者を超える場合は、選定基準（２）に基づき、５者を選定する。選定基準（２）においても同評価の者が複数存在する場合は、技術士資格の多い順とする。

ただし、参加表明書を提出した者が５者以下の場合は、この限りではない。

（１）配置予定技術者の経験及び能力

（２）保有技術者数：技術士（建設部門（道路））又はＲＣＣＭ（道路）

４　技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準は、以下のとおりである。

（１）　配置予定技術者の経験及び能力

（２）　実施方針・実施フロー・工程表

（３）　特定テーマに対する技術提案

（４）　その他

５　手続等

（１）担当部署

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番 20 号（栃木県庁舎本館 14 階）

栃木県県土整備部交通政策課道路計画担当

電話 028-623-2409　FAX 028-623-2399　E-mail kotsu@pref.tochigi.lg.jp

（２）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア　提出期限

令和８（2026）年４月９日

イ　提出場所

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番 20 号（栃木県庁舎本館 14 階）

栃木県県土整備部交通政策課道路計画担当

電話 028-623-2409　FAX 028-623-2399　E-mail kotsu@pref.tochigi.lg.jp

ウ　提出方法

電子メール又はファクシミリ（着信を確認すること。）、持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）により提出すること。持参、郵送等、ファクシミリの場合は、併せて電子データ１式を電子メール等により送付すること。

持参による提出は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第２号）第２条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の午前９時から午後４時まで（ただし正午から午後１時までを除く。）に行うこと。

（３）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア　提出期限

令和８（2026）年５月 21 日

別紙３

イ　提出場所

５（２）イの提出場所とする。

ウ　提出方法

５部を電子メール又はファクシミリ（着信を確認すること。）、持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）により提出すること。持参、郵送等の場合は、併せて電子データ１式を電子メール等により送付すること。

持参による提出は、休日を除く毎日の午前９時から午後４時まで（ただし正午から午後１時までを除く。）に行うこと。

６　業務委託説明書の交付期間、場所及び方法

本業務の詳細は、「広域道路基礎調査委託（総交政補）説明書」による。

説明書は、令和８（2026）年３月 11 日から令和８（2026）年３月 23 日午後４時まで５（２)イの提出場所において配付するとともに、ホームページに掲載する。

配付は、休日を除く毎日の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

ホームページアドレス https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html

７　その他

（１）契約保証金

契約保証金の納付を要する。

ただし、有価証券の提供又は金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（２）契約書

契約書の作成を要する。